平成２７年（フ）第３７４３号
東京都豊島区長崎３丁目14―２―203
債務者　高橋　俊介
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２５２号
静岡市葵区大岩本町23番１号
債務者　牧野　公彦
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６８号
北海道厚岸郡厚岸町白浜１丁目１番地　白浜公住Ｈ４Ｂ－５棟102号
債務者　厚岸平和園こと　鈴木　睦夫
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５２２９号
東京都東村山市秋津町１丁目９－８　コーポ西久保Ｃ―205
債務者　村山　光義
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２３５号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６―10―508
債務者　落合　順子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２４７号
東京都江戸川区北小岩４丁目６－３―105
債務者　井上　忠志
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０９号
横浜市栄区飯島町89番地１
債務者　木村　賢治
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２５号
横浜市神奈川区片倉４丁目12番７―101号
債務者　青沼　葉月
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８８号
東京都東村山市恩多町５丁目53番地１
債務者　増岡　貴行
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３９０号
東京都武蔵村山市神明４丁目６番地の４パーシモンヒルⅢ101号
債務者　舩木由美子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４４３号
東京都府中市住吉町２丁目23番地の30第２コーポ市瀬201
債務者　前原　直樹
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第３２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目４番29号
破産者　らぁめん昇龍こと　増山　哲也
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５１号
福岡県小郡市小郡1347番地１　ブランドゥ小郡駅前508号
破産者　田上　清徳
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番６号　さくらヒルズきしゃば901号
破産者　北田　多江
1　決定年月日　平成27年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６９３号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番６―43号
破産者　國田　悠一
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３０５号
札幌市中央区南５条西９丁目1014番地　サウス1014―603号
破産者　新沼　美穂
1　決定年月日　平成27年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部